

2024-10-7 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（第7回）
15時00分～17時00分

○藤本企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」第7回会合を開催させていただきます。

皆様には、御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。私、内閣府防災担当の藤本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日も、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいてございます。ハウリング防止のため、御発言される場合以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。

また、本会議は、各府省庁、都道府県のオンライン傍聴に加え、報道関係者が会場で傍聴できる形式を取らせていただいております。オンラインにて傍聴をされております皆様におかれましても、ハウリング防止のため、マイクをミュートにしていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして御報告いたします。

浦野委員、坂口市長におかれましては、所用により御欠席となってございます。馳知事におかれましては、公務の都合により欠席のため、代理として飯田重則危機管理監に御出席いただいております。

また、議事に応じて御参画いただいている本日の御発表者を御紹介いたします。別途、発表者名簿も配付させていただいているが、跡見学園女子大学の鍵屋一教授に御出席いただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、報道機関のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。会議の円滑な進行のため、御協力をよろしくお願ひいたします。

続きまして、配付しております資料の御確認をさせていただきます。

まず、議事次第、委員等名簿、発表者名簿のほか、議事（1）「9月20日からの大雨について」ということで資料1と参考資料1がございます。

また、議事（2）「分野横断的な対応について」ということで、資料2と参考資料2がございます。

議事（3）の報告書骨子（案）に関わるものとしまして、非公表資料1と非公表参考資料1がございます。

なお、本日も報告書のとりまとめに伴う議事であります議事（3）につきましては非公表で行うため、非公表資料1及び非公表参考資料1につきましては円卓の関係者のみの配付とさせていただいております。不足等がございましたら、事務局まで隨時お知らせいただけますと幸いです。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。

福和主査、よろしくお願ひいたします。

○福和主査 福和でございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、最初に「9月20日からの大雨について」と「分野横断的な対応について」の議論をさせていただいた後、本ワーキンググループの報告書の骨子について議論をさせていただきたいと思います。前回は書面開催でしたので、報告書の中身については今日が初めての議論になりますので、ここを丁寧に議論させていただければと思っております。

最初に、議事（1）の「9月20日からの大雨について」を事務局から御説明をいただきたいと思います。

資料1と参考資料1について御説明をお願いいたします。

○森久保参事官 事務局をしております内閣府防災の調査・企画担当参事官の森久保でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

本題に入ります前に、まず参考資料1を御準備いただければと思います。

「第4回ワーキンググループにおける主な意見等」ということで、御紹介をさせていただければと思います。

前回、ピースボート災害支援センターの上島理事をはじめとして、何人かの委員または御出席のメンバーから御質問をいただきました。それに対する回答を下の枠の中で御回答するとともに、裏のページでございますけれども、宅内配管への対応の加速についてということで、4つ目の日本トイレ研究所加藤代表理事からの御質問でございます。市町村以外の業者にどう手配していくのかということを、県がどういった支援をしているかということでございます。

地元市町以外の業者確保の推進ということで、石川県が相談窓口を設置するとともに、工事の追加費用ということで、出張にかかる輸送燃料費とか移動時間にかかる人件費、宿泊費等を県が支援することをやることによりまして、地元市町以外の業者の確保の促進を図っているという対応をしているということでございますので、この場をお借りして御紹介をさせていただきました。

それでは、本題でございます資料1でございます。「令和6年9月20日からの大雨による被害状況等について」ということで御紹介をさせていただければと思います。

2ページ目、「9月20日からの大雨について」という資料でございます。

今回災害が発生したのは21日の土曜日でございましたが、その前日の9月20日から前線が日本海から東北地方で停滞をしたということでございます。そして、明くる21日の午前中に石川県で線状降水帯が発生し、輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表されたということでございます。多いところでは総雨量が500ミリを超えて、9月の1か月の平均の降雨量の2倍を上回るなど記録的な大雨となったということでございまして、その降雨分布等につきましては下の図に示しているとおりでございます。

3ページ目、大雨による被害の概要についてでございます。

石川県管理の21水系28河川において氾濫等が発生することに加えまして、土砂災害が多数発生したということでございます。その結果、左側に「人的被害」という表がございま

すけれども、石川県において死者14名、重傷者2名、軽傷者45名、その他安否不明者1名という状況になってございます。住家被害は、右に表をつけておりますが、全体として調査中という状況になってございます。

ライフラインの被害です。まず、水道が被災直後、最大5,216戸の断水がございましたが、10月4日現在で1,869戸が引き続き断水という状況です。電力につきましては、最大6,910戸が停電いたしまして、4日現在で720戸が停電ということになってございます。通信につきましても、最大の支障よりかは縮小しておりますけれども、いまだに固定電話、携帯電話、いずれも影響が残っているという状況になってございます。

4ページ目、政府の対応でございます。

前日の9月20日に、関係省庁災害警戒会議を開催いたしております。当日21日には、気象庁が大雨特別警報を発表するとともに、国土交通省と合同で記者会見をするということ、それから、12時26分には総理指示ということで3つの指示を出しておりますが、人命第一の方針の下、政府一体となって災害応急対策に全力で取り組むことなどといった指示を出されているということでございます。

また、17時に、第1回の関係省庁災害対策会議を開くとともに、25日まで断続的に4回会議を開催したということになっておりまして、明くる26日には当時の松村防災担当大臣が現地に視察も行かれたということになってございます。

5ページ目以降が各施設の被害についてでございます。まず、河川・ダムの対応状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、28河川において氾濫による浸水被害が発生しているということでございます。輪島市の町野川におきましては2か所で堤防決壊が発生している。同じく、輪島市の河原田川におきましては、国が地震対応として権限代行しておりましたが、その復旧工事中の区間で河岸侵食等の被害が発生したということになってございます。

6ページ目、土砂災害発生状況でございます。

石川県北部におきまして、合計67件の土砂災害が確認されているという状況になってございます。

7ページ目、道路の復旧状況でございます。

左上に表をつけてございます。地震による通行止めということで、現在13か所通行止めがございましたが、大雨による通行止めとして、それに加えて直後には48か所が通行止めになっておりましたが、10月1日時点では27か所がまだ残っている。それに加えて、震災による通行止めが引き続き13か所という状況になってございます。

8ページ目、電力の復旧状況でございます。

右下の数字は先ほどの数字のとおりでございます。自治体、関係省庁、事業者間で、道路啓開の優先順位を調整の上、引き続き復旧を継続することになってございます。

9ページ目、水道施設の被害でございます。

大雨によりまして停電でポンプ施設が停止するとか、土砂崩れにより水道管が破損する

という被害が発生しまして、左上につけておりますけれども、最大で5,216戸、現在で1,869戸ということで断水が続いているのですが、応急給水ということで現在13台が稼働しているという状況になってございます。

10ページ目でございます。今度は、下水道施設の被害についてでございます。

これも浸水によりポンプの機能停止とか停電による機能停止、それから、管路が一部破損するなどによりまして様々な被害が発生しておりますけれども、右側に「現在の対応状況」と書いてございますが、おおむね機能は確保済みでございますけれども、バキュームカーを活用するとか、あとは仮設ポンプの手配を実施するとか、そういう対応をしているということでございます。

11ページ目、通信サービスの被害状況でございます。

最大に比べて4日現在で数は減っているということでございますけれども、現場への入りが可能な地域から、移動基地局や可搬型発電機等を設置し、復旧を進めているということでございます。それに加えまして、下に書いておりますけれども、避難所におきましては、12か所で衛星インターネットを設置するとか、Wi-Fiルーターや充電ステーション等を設置するという対応をしているということでございます。

12ページ目、仮設住宅の被害状況についてでございます。

まず、輪島市におきましては、5団地（205戸）で床上浸水が発生したということになってございます。珠洲市におきましては、1団地（17戸）の浸水が発生したということになっておりまして、現在、順次説明会を実施するとか、工事に着手をするという対応を実施しているということでございます。

最後、13ページ目でございます。

以上が水害の概要でございますけれども、今回の水害が地震の復旧・復興が進められている被災地域において発生したということから、今回お時間をいただきて御説明したものになってございます。本ワーキンググループが地震対応に関するものであるということから、後に発生するおそれがある水害リスクも踏まえた地震災害への対応という観点で、この後、御意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料の説明は以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

水害が発生して2週間強がたちますけれども、この時点ではワーキンググループとして水害の状況をまとめた資料を皆さんに御覧いただくことにいたしました。

今、森久保参事官からも御説明がありましたが、今日のこのワーキンググループではこの水害そのものを議論するというよりは、むしろ地震が起きた被災地において引き続いて水害が発生するという視点で御意見をいただければと思います。水害そのものについては、このワーキンググループそのものの趣旨とはちょっと異なりますので、これはまた別の検討の場で議論をすることになると思います。

それから、時間的にも厳しい状況の中でこのワーキンググループをやっておりますので、

今日御議論いただけなかった部分については、例えば、南海トラフ地震のワーキンググループが別途動いておりますから、そちらのほうでも大規模な災害が起きた後には風水害も重なって起きてくるという面もあるので、南海トラフ地震のワーキンググループのほうで検討が引き継がれることもあり得るということで御意見を賜れればと思います。

それでは、委員の皆様から、今の資料に基づきまして御自由に御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

酒井委員、お願ひいたします。

○酒井委員 よろしくお願ひいたします。

水害のところの前にワーキンググループの意見と回答がありました、その件に戻ってもよろしいでしょうか。

○福和主査 結構です。参考資料1ですね。

○酒井委員 参考資料1です。ちょっと戻ります。

参考資料1のところで、ワーキンググループの意見がございました。特に仮設住宅の件に関して、私のほうで意見を述べさせていただきます。

仮設住宅の初期不良に関して、その都度修理するといった対応を取っていると聞いているということで書いてございますけれども、これは住民にとってはかなり重要な点でありまして、仮設住宅の手すりの位置の問題、あるいは浴槽が深くて、底に台を置かなければいけない、物干しが高い、いろいろな問題があります。

住民の方は介護認定を受けていれば安いわけですけれども、それは間に合わないので、自費で早めに認定を希望しないで直したり、あるいはムービングハウスなども間口が狭くて介護ベッドが入らなかったり、いろいろな仮設住宅に関するトラブルが続いているわけです。御自分で手すりをつけたり、本当に苦労されています。

この件に関して、石川県の土木部の管理課とプレハブの建設協会とで、初期不良に関しては無料で対応ということになりましたけれども、仮設住宅の全調査はなかなかできない状況がありましたし、チラシをポストに入れて、受け付けていって、住民の方もすごく苦労されて、調査をして、業者に依頼をして、生活の影響が大きくならないように、そういったことがかなりなされていました。

繰り返しこういった問題は過去からありましたので、こういう問題が今後も続いているかのようにということはとても重要だと思いますので、検証の場を設ける予定はないと聞いているということですけれども、これはかなり重要な視点かと思っています。

スピードが速いということも重要なのですが、やはり質というところはとても重要で、現在も仮設住宅が1年かかるとも入居できない方もいらっしゃいます。仮設住宅に関しては、住民の方々はほかの仮設住宅に見学に行ったり、そんなこともなされておりました。

被災者の方々にいろいろな仮設のタイプが周知されているというところまでは、現実的には至っていないところもありますので、仮設住宅は生活の場で非常に重要な点で、初期不良に関して、これは本当に少ない数ではありませんでしたので、そういうところは徹底

的に直していく必要性があると感じましたので、追加で発言させていただきました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

今の問題については、ワーキンググループの報告書の中で、仮設住宅の今後のあり方について課題として残していくことになると思いますが、酒井委員、そういう取扱いでいいでしょうか。

○酒井委員 よろしくお願ひいたします。

○福和主査 この中でその議論を深めることはちょっと難しいので、課題として明記しておくという形にしたいと思います。どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 データについて質問ですけれども、3ページの住家被害を見ると、床上浸水が10棟と、意外に少ないなど。あと、床下浸水には仮設住宅の浸水は含まれていないと。よろしいでしょうか。

○森久保参事官 これは10月4日現在になっておりまして、下に「引き続き調査中」となっておりますけれども、相当数がまだ計上されていないと思います。

○福和主査 このあたりの数字はまだ相当増えてくる可能性があると思います。

○加藤委員 相当増えますよね。仮設住宅はカウントしないものですか。

○高橋政策統括官 要は、輪島市と珠洲市の被害状況の報告がまだ全然上がってきていないので、だから、仮設も含めてまだ正式なものとして入っていないということです。

○加藤委員 分かりました。

○福和主査 厳しい被害だったところの実情がまだ分かっていない。地震のときも同じような状況だったので、まだ2週間なので議論をするにはデータがそろっていないところだと思います。相当数、仮設も含めて浸水していると思いますので、この問題は重要な問題なので、今後、仮設住宅を造るにあたって敷地の選定も含めてどうするかというのは大きな課題だと思います。

ただ、輪島市も珠洲市も建設用地が本当に不足していたので、水害危険度は分かりながらも仮設住宅の敷地を選定していたという部分もありますから、むしろ浸水危険度があることを仮設に住まわれた方々にどう事前に伝えていたかというところが課題になるのかもしれませんと存じております。そういった視点でここでは議論することが大事だと思っております。他の災害でも適地が十分にある場合は少ないので、そのときに注意すべきことは何かというような御発言をいただければと思います。

大原委員。

○大原委員 まずは、今回の豪雨については、大変未曾有な大雨であったと思っております。その上で、地震後に水位周知河川に関しては基準を引き下げて、早めの避難情報を出すという対応もなさってはいたので、資料にあまり載っていない気がしたのですけれども、

それによって早めに対応することができたのかというのも検証いただけたらいいのかなと思ってます。

○福和主査 そうですね。気象庁の警報基準が変わっているはずなので、それがどうだったかは資料としては残しておいたほうがいいでしょうか。あるいは、もう切れていたのですかね。切れていないですよね。地震の後、ずっと継続していますよね。

○大原委員 ずっと継続していて、水位を下げて早めに情報を出す対応を取っていましたから、それが実際どういう状況になっていたかですね。

○福和主査 何かありますか。

○福山補佐 後ろから、事務局の福山です。

今、福和主査からお話があったように、大雨警報とか土砂災害警戒情報の基準が通常よりも下がっていたというのは間違いないかと思います。

ただ、発表状況とか、それで自治体が避難情報をどう出していったかというのは、今日の資料にはまとまっていない状況です。

○福和主査 そうですね。だから、それは追加資料として出していただくようにすることと、地震の災害があった後なので、通常とは異なる呼びかけがどのようにされたかというのをできれば整理しておいたほうがいいかなと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

石川県さん、どうぞお願いします。

○飯田危機管理監 今の点についてですけれども、大雨警報、土砂災害警戒情報等の基準については、震災以降、気象台のほうで7割程度の基準ということで継続をしておりました。

9月21日は、前の日から大雨警報が出されたりということがあつたのですが、なにぶん短時間の大雨情報が突然9時7分に発表まして、実は前の日も警戒のための連絡会議というのを気象台に来ていただいて態勢を固めておつたのですが、これほどの雨になるという説明は気象台からは当時ありませんでした。それほど急激に今回気象が変わってこういう対応になったということが1つです。

それと、仮設住宅が相当数浸水をしました。これは、福和主査からも御説明いただいたとおり、建設する用地が半島特有のところで限られていたということで、入っていただく方にはあらかじめ、ここはハザード上は浸水区域ですよということを御了解の上で入っていただきました。

当日も、防災行政無線とかLINE情報等々、いろいろな手段を使って避難指示をかけておつたのですが、雨で聞こえないという話もありますが、避難についてはしっかりされたという状況ではなかった。残念ながらそういう状況ではございました。

そういうことで、地震の後に起きた仮設住宅での浸水、それから、もともと地震で斜面が緩んでいて、大量の雨で一気に流れ出た、こういう複合災害的な要因があるというのが、我々は「奥能登豪雨」と呼ぶようにしていますけれども、今回の奥能登豪雨の特徴だ

ったかなと思っております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

今の石川県さんからの御説明のように、地震の後でやや崩れやすくなっていた場所があつたかもしれないということで、こういう情報についてどういうふうに注意を喚起するかというのは一つの課題かもしれない感じました。ある種、複合災害的なものについて今後どう考えていくかということだと思いますが、いかがでしょうか。

南海トラフ地震なんかでは同様の地域は相当に同時に広がってきますから、このあたりは、ここでの御意見もですが、南海トラフ地震のワーキンググループでもこの議論は継続しないといけないテーマだと思います。

阪本委員、お願ひします。

○阪本委員 ありがとうございます。阪本です。

皆さんの議論と内容はほぼ一緒なのですが、今回の豪雨災害において、避難に関する情報が流れているにもかかわらず、なかなか皆さん避難したがらなかつたという話を私も先週珠洲に行って聞きました。その背景には、長い避難生活の中で避難所生活がつらくて、さらにこの豪雨の中で避難所に行きたくないといった人がそれなりにいたのは印象的でした。

ですので、避難所生活に対する精神的ストレスが避難の阻害要因となることも考えられるので、そういう状況でも避難しなければならないよということを強く訴えかけていくための方法はもっと考えなければならないと思いました。ですので、防災行政無線とか携帯のエリアメールなどで情報を流す以外の方法も加えて考える必要があるように思います。

もう一点ですが、地震で既に被害を受けている住宅が今回の豪雨によってさらに一層傷んでしまっている状況があります。こういう状況に、これから冬を前にしてどのようにフォローしていくのか。繰り返す被害で住家が一層傷んでいくという点に対するフォローのあり方は今きちんと検討ができていないので、そういう点も検討する必要があるように思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

まずは避難所に行っていただくための呼びかけの仕方と、もう一つは避難所の環境を改善することで皆さんに行ってもらいやすくする。両面でやらないと致し方がないと思いますので、それは課題として残しておきたいと思います。それから、重なる災害により建物の損壊が進むということについても課題かもしれません。

そういう意味では、現状よく分かっていないのは、地震と水害が両方起きたときの公的支援のあり方がどうなっているかというのを我々は十分に勉強できていなくて、分かっていなくて、それぞれダブルカウントできるものなのか、合わせてなのか、このあたりは現状はどう整理できているのか。もしも御存じの方がいらっしゃったら御発言を。これも、

これから課題なのですかね。例えば、被害認定みたいなものも。

○高橋政策統括官 今回、総理が能登に入られて、そこで、例えば激甚につきましては今回の豪雨についても本激の激甚になるということを明確に発表させていただいたところです。

被害認定調査の関係は、例えば、地震の被害を受けていた住家が水害によって被害が拡大したみたいなところは、当然一体として捉えて判定したほうがいいと思います。一方で、地震のときに被害認定を受けて、例えば応急修理も済んでいて、また豪雨でもう一回ということであれば、それは別の災害として判定したほうがいいということもあると思いますので、そこは状況に応じて適切に判断をしてやっていくのかなと考えております。

○福和主査 それぞれの状況に応じて臨機応変に公的な支援があるということでしょうか。

そのほか、皆さんのはうからいかがでしょうか。

○阪本委員 今の点については、応急修理が終わっていない家屋があって、さらに被害が拡大する事例もあるので、2つの災害が複合的に重なったときの被害認定のあり方とか被災者支援のあり方については、一度きちんと整理して考え直す必要があるように思います。

○福和主査 それは再評価も含めてということだと思いますので、だから、これは課題としては残ってくると思います。複合災害というのは大規模災害ではどうしても起きることですから、そのときの対応のあり方については課題として残していくことが必要だと感じます。

ほかはよろしいでしょうか。

○飯田危機管理監 石川県です。今の点に関して、被害認定のやり方について、これは国にお願いをしているのですけれども、今回の豪雨災害の被害の程度に加えまして、能登半島地震の被害認定の結果を考慮した手厚い被害認定としていただくというような表現で、阪本委員がおっしゃったような観点も石川県として国に対してお願いをしているところでございます。

○福和主査 承知しました。

よろしいでしょうか。

それでは、この議題については、このワーキンググループとしては今日は一旦こういう形で議論をさせていただいたということで終えさせていただいて、引き続き検討が必要な場合には別の検討の場で議論を進めていくような形を取らせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次は、「分野横断的な対応について」の議論になります。最初に資料について御説明をいただき、その後、委員の方々と意見交換をしたいと思います。

皆様方には事前に資料をお送りしておりますので、それを前提に、鍵屋様には、誠に申し訳ないのですが、70ページもありますから10分程度でポイントを絞って御説明いただければと思います。お願いいいたします。

○鍵屋教授 御紹介いただきました鍵屋一でございます。どうぞよろしくお願いいいたしま

す。

このような貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

能登は今日も大雨で、酒井委員がいらっしゃる珠洲市の大谷地区も、今、避難指示が出ているという状況でございまして、本当に言葉がない、もう祈るしかないという、本当にもどかしい気持ちであります。

被災者支援の方検討会でも別途検討されている議論がありますけれども、それ以外にも、人命と尊厳を守るということで幅広に12の提案をさせていただきたいと思います。

ただ、輪島市も珠洲市も穴水町も過去に災害を経験しておられて、そういう意味では職員も知っているわけですね。それでいながらこれほどの大被害になってしまったということは、おそらく大規模災害で被災自治体が第一次対応になっていくという今のシステムでは限界があるのだろうなと。あまりにも大きくなると、それがもうできなくなるのだろう。そういう対策をこれから考えていかなければいけないのではないか。要するに、大規模災害用のシステムをつくっていかなければならないと思っていまして、そのキーワードは「官民合同」と私は言っていますけれども、官民が一緒になってやることではないかということを最初に申し上げて、続いて資料に入りたいと思います。

防災の方はあまり御存じないので、ちょっと話をしますと、75歳以上の高齢者は30年で約3倍に増えています。要介護認定者は75歳以上の方の約2割強で、要支援の方を含めて約3割が要介護・要支援です。

次のページをお願いします。

要介護者の実態はこういう状況になります。

次のページをお願いします。

要介護者の日常生活動作といいますと、自分で入浴できない、50メートル以上歩けない、ある意味この方々が7割で、階段を昇降できない方が8割、便の失敗のある方が6割から7割という状況ですから、この方々は徒歩で避難所に行くことは最初から無理なわけですね。

そこで個別避難計画ということになるわけですけれども、防災担当者の方は福祉のニーズがある人への対応というのはまだ十分には理解できていないように思います。

次をお願いします。

一方で、近所づきあいにしてみれば、もう格段に弱くなっている。

次をお願いします。

消防団員も減っている。

次をお願いします。

行政職員も減っているということですから、支える力が弱くなっている。

次のページをお願いします。

合わせると、自助・共助・公助と言っていますけれども、自助は高齢化と単身化、共助は近所のつながりの弱さと町内会・自治会の参加者が減り、公助の消防団員、自治体職員

が減少するということですから、自助・共助・公助をいくら言っても現代社会では効かないのではないか。重点政策を官民合同でやっていくことが大事ではないかなと思っています。

次をお願いします。

能登半島地震で亡くなった方の死因を見ると、住宅の下敷きと高齢者等の災害関連死です。したがって、命を守るということを一番に考えれば、住宅の耐震化と要配慮者の避難生活支援であります。

次をお願いします。

まずは、災害関連死防止、特に自殺対策を息長くやらなければいけません。これは新聞報道ですけれども、東日本大震災の自殺者は2011年では50人だったのが、2020年、10年間で240人に増えています。熊本市でも16人が自殺で、災害関連死ということになっていますので、ここに対応しなければいけない。

悩んでいる方はどうぞここへというふうに言っていますけれども、そこに電話できる人は力のある人なのですね。本当に力がなければ電話なんかできないわけです。そこでアウトリーチして、しっかりとサポートしていくことが大事なのです。それが災害ケースマネジメントということになります。

次をお願いします。

この5つの項目についてお話をさせていただきます。

住宅の耐震化につきましては、福和主査がいらっしゃいますので、私が今更言うのも何ですけれども、持家の場合と中高所得、低所得でセグメントがありますので、本来はセグメント別に、今はもう持家・中高所得だけを考えているわけですけれども、そのほかにも考えなければいけないことがあります。

次をお願いします。

奥能登の未耐震化率が挙げられているわけですけれども、一方で、そんなに収入が高くなない高知県においてはかなり耐震化が進んでいる。

次をお願いします。

耐震化が進まない理由は、国交省の調査によれば大半はお金であります。

次をお願いします。

最も耐震化に熱心な黒潮町は、設計費30万、工事費125万まで自己負担がないので、全ての人が耐震改修できる。石川県もこのような制度をしております。それでなぜこれだけ差が出たのかというのは、今後検証する必要があるかなと思います。

一方で、自己負担があると、低所得者は置き去りにされるわけですね。ある程度お金がある人は、自己負担をして、税金ももらって耐震化して安全な家に住める。しかし、お金がない人は、全く税金ももらえず、そのまま危険な住宅に住み続けるというのは、福祉政策の観点からいくと非常に違和感があります。一定額までは全額公費負担で、そして、負担能力に応じて自己負担を設けるというのがあるべき姿ではないかなという気がいたしま

す。

次をお願いいたします。

黒潮町の耐震化の件数が非常に多いということです。

次をお願いします。

もう一つ、3番目の提案ですけれども、耐震性推定の表示を義務づける。例えば、東京都では半分近くが賃貸住宅に住んでいます。その人たちがアパート選びの基準のときに、耐震性の表示はないんですね。

私は学生400人に以前アンケートをお願いしたことがあります。しかも、防災ボランティアをやっている学生です。アパート選びをするときに耐震性を考えましたかという答えに、考えたという学生はゼロです。防災担当者100人くらいの研修をやって、1981年6月以前の建物は耐震性が弱いということを分かっている人はどれぐらいですかといったら、3人です。それくらい、法律の中ではみんな知っていることになるけれども、実際には知られていないというのが現状です。

そこで、耐震性推定の表示を義務付ければいいわけです。昭和56年以前は「極めて弱いと推定」、昭和56年～平成12年は「弱いと推定」、平成13年以降は「一応安全と推定」と、このような推定表示の制度をつくることで木造アパートの耐震化は進むのではないかなど思います。

今は、耐震診断、耐震改修をしたら重要事項説明ですけれども、これでは古いアパートのオーナーは診断さえしなくなるということで、この政策は逆方向に向いてしまったのではないかなどと思います。

次をお願いします。

所有者もこういうことで責任を負っていますよということで、判例を示しております。

次をお願いします。

これはもう時間がないので飛ばします。

次をお願いします。

一度政府も検証していて、耐震化の効果はこんなに高いですよということを言っています。

次をお願いします。

要配慮者支援です。本日の中核になる部分でございます。

次の次をお願いします。

災害時の要配慮者支援の関連計画は、全体像を見ると施設入所者と在宅、そして、左側には様々な項目がありますが、「避難生活支援」というところが今の制度では非常に弱い状況になっています。

次をお願いします。

95歳の旦那さんと86歳の奥さんが酒田市で総合防災訓練をやったときの写真です。実は支援している黄色いベストの町会長さんは82歳です。もう年齢は関係ないですね。この95

歳の旦那さんと86歳の奥さんは、今年、津波警報が出たときに避難しているのですよ。やはり訓練するということは避難につながります。これには定量的なデータの裏づけもありますので、やはり訓練というのは非常に重要です。形式的な訓練ではなくて、本格的な訓練が必要かなと思います。

次をお願いします。

これは、災害になると、地域住民も、福祉職、医療職、自治体も支援が弱くなるということを示した模式図です。

次をお願いします。

福祉避難所ガイドライン。先ほども避難所に行きたくない、厳しいというのは、避難所の状況が非常に悪いから、厳しいからですよね。例えば、ホテルでちゃんと御飯が出ますよと言ったら逃げたのではないですか。高齢者や障がい者あるいは乳幼児にとっては、福祉避難所が非常に重要なわけです。

そして、内閣府のガイドラインでは、一次避難所として直接避難できると書いてあります。しかし、現在、大きなY市のホームページを見ますと、専門職などは本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、福祉避難所への避難の必要性を判断します。直接避難することはできませんと明言しているわけですね。では、認知症の高齢者、知的障害者はどうすればいいのですかということなのです。国のガイドラインで示したことと現場レベルでは、まだこういう状況があって、それが避難を妨げる要素の一つになっている。

次をお願いします。

熊本地震では災害関連死が非常に多いということが大きな課題になりました。ただ、益城町の建物被害を見ますと、全半壊6,259棟、一部損壊は4,325棟、無被害は156棟ですよ。だから、災害関連死が出た大きな要因というのも、実は建物被害にかなり影響を受けていると私も思います。

次をお願いします。

亡くなった場所、どこで亡くなったか。1位が自宅等です。2位は、自宅等から病院へ搬送です。つまり、自宅で具合が悪くなるということですね。

次をお願いします。

1週間から1ヶ月以内に災害関連死の半数以上が発生する。死亡時の年代は明らかに高いほうが大きい。

次をお願いします。

益城町の職員が対応した業務は、出勤した職員の約8割は避難所対応で、残りのかなりの部分は物資です。つまり、在宅が厳しくなる人を見ている余裕がないのですね。

次をお願いします。

一方で、避難所外避難者の支援計画・体制というのは、全体的な計画があるのは、2年前ですけれども8%程度。

次をお願いします。

見守り体制をつくっているところは、3日以内というところが0.4%であります。次をお願いします。

そして、「避難所外被災者の支援のポイント」を内閣府から石川県のほうに示されていますけれども、被害が起こってからこれをやれと言われても相当難しいので、やはり事前の準備が必要であります。計画をつくって、訓練して、見直すという王道をやらざるを得ないですね。

次をお願いします。

在宅の高齢者等支援が必要なので、この計画をつくることが必要ですし、今、社協さんでは地域支え合いセンターを仮設住宅のタイミングでつくりますが、熊本地震の結果では、仮設住宅で亡くなった方はお一人なのです。ですから、地域支え合いセンターはすぐに設置すべき。私は、ボランティアセンターよりもこちらのほうを優先すべきだと思います。何かあればD●●。様々なD●●がありますので、相談をする。

次をお願いします。

自主避難所というのが数多く設けられて、これが実は被災者をかなり守っていたと考えられます。メリットとして、安心感がある。自宅が近かったり、少人数のコミュニティがある。大きな避難所は、実は不安です。危ないです。小さい避難所で顔見知りの人が一番いいですね。

デメリットとしては、医療、保健、福祉機能が弱い。情報や物資が足りないとか、行政負担が大きいということでございますけれども、こういう地域では自主避難所が必要になるわけです。遠くの学校まで来るというのは無理なのですね。そういう意味では、自主避難所をちゃんと地域防災計画に位置づけ、支援の充実に努めてもらいたいと思います。

次をお願いします。

福祉施設も、正直言うと、大きな災害になると指定や協定の有無にかかわらず人は来てしまします。だったら、もう最初から福祉避難所になるという覚悟を決めていただいて、やっていただくのがいい。厚労省のガイドラインでも、被災時に外部から要援護者や近隣住民の受け入れの要望に沿うことができるよう諸条件を整理してくださいと書いてありますので、これを本気で進めていただきたいと思います。

次をお願いします。

ただ、福祉避難所のマニュアルをつくっているところは16%、最低限の備蓄をしているところが3割という状況であります。

次をお願いします。

ここで被災者支援センター。よく官民連携と言われますけれども、もっとがっつりと組んだ官民合同の調整センターを設置して、大規模に民間支援を受け入れることが重要ではないかなと思います。

自治体は、大勢の支援者が来て、その調整で本当に疲弊するのですよね。ところが、大勢の人が来ることを想定した計画になっていないのです。自治体に支援調整班を置き、そ

ここに慣れたJVOADさんをはじめ専門NPOなどがそこに就いて、そして、外部からの支援者と被災者住民のニーズをマッチングさせが必要ではないかなと考えています。自治体にこの支援調整班を置くべきだなと思います。

次をお願いします。

これはトイレの話です。

次をお願いします。

これは、日本セーフティという会社から提供いただいたのですが、今はもう災害が起こることを想定して、民間でこういうふうにトイレの備蓄拠点をつくっています。そして、行政から要請があった瞬間にそこに持つていこうということを民間ベースで進めています。

次をお願いします。

能登半島地震でのトイレ問題はもう非常に多く言われています。厳しいですね。

次をお願いします。

こういうところにこういうトイレが置けますよという話です。

次をお願いします。

今回、800台くらい設置したということでございますけれども、こういうもののほとんどは民間支援であります。こういう支援を拡充することが非常に求められていると思います。

次をお願いします。

日本トイレ協会さんのアンケート結果によると、災害用トイレを1回分でも備蓄している人は2割しかおりませんし、4日分以上備蓄している人は4%です。なぜ備蓄しないのかという理由は「特がない」。つまり、その重要性が国民に知られていない。これは、特に都市部では本当にどうにもならない問題であります。したがって、マンション、ビルなどには災害用トイレの備蓄を義務づけるべきだというのが8番目の提案です。

次をお願いします。

次は、防災教育です。「釜石の奇跡」と言われる、ここは釜石東中学校の横にあった小学校なのですが、実はここはハザードマップでは白地なのですね。津波が来ないところだった。実際には10メートルの津波が押し寄せています。鵜住居小学校です。でも、防災訓練をしていたおかげで、ここの中学生たちは避難したのですね。防災教育をちゃんとやって、ハザードマップは必ずしも万能ではないですよということをやっていたので避難ができたということを考え合わせて、防災教育は非常に重要です。

次をお願いします。

これが逃げている写真です。

次をお願いします。

やはり奇跡としか私には思えません。そこで、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」にというのを東北大の今村先生らが提唱しています。まだ実現できていませんけれども、ぜひ内閣府さんのお力添えてお願いしたいなと思っています。

次の次をお願いします。

復興事前計画。

次をお願いします。

関東大震災の復興計画は、御存じのとおり、9月6日に「帝都復興の議」を提出し、そこから動き出します。その下敷きがもう1921年にあるわけですね。ですから、やはり事前に復興計画をつくっておく必要があると思います。道筋が見えないと復興が難しい。

次をお願いします。

最後に、法制度改正です。

次をお願いします。

輪島市の災害関連死の状況です。

次をお願いします。ちょっと大きくしました。

近くのビニールハウスに避難して、トイレが使用できないため、近くの畑に行き転倒。自力で動けなくて、低体温症で亡くなつた。こんなことがあっていいのですかという想いでいっぱいになるわけです。

次をお願いします。

自宅で被災したが、近隣の自主避難所に避難して、停電により暖房が使用できないで、翌日帰宅。体調不良で入院して、肺炎で亡くなる。ちょっとと言葉を失つてしまいますが、これが今の日本の状況であります。

次をお願いします。

社会保障のほうは、尊厳ということで様々な支援活動、自立支援を進めています。

次をお願いします。

今の災害二法の目的は、生命、身体及び財産を災害から保護する。あるいは、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るということで、被災者に寄り添つた自立支援というよりも、1回だけ保護すればあとは何とかなるでしょうという、まさに戦後の日本が若い時代の理念をそのまま引きずつているのではないでしょうか。

次をお願いします。

石破総理大臣も所信表明演説でスフィア基準とおっしゃつておりましたけれども、この原則は、災害や紛争の影響を受けた人々には、尊厳ある生活を営む権利があるということです。今の避難所の状況がそうなのでしょうか。そして、それに対して実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない。それをあれだけの大規模な被災を受けてしまつた自治体ができるのでしょうかということなのですね。

次をお願いします。

法や基準は被災者を支えるためにあります。これまでですよ、これはできませんよというためにあるのではないか私は考えています。これは目安を示すことで、支援者が被災者の命と尊厳を守り、自立のために真に必要な支援を考え、寄り添う時間を持つるために、ここまで確実にできる、この先どうすればいいかということを考えるため、まずその目安として法や基準があるのだと思います。そして、被災者は様々な環境で暮らしています

から、法や基準だけでは全ての人を支えることはできないわけで、そこで災害ケースマネジメントが必要になる。

次をお願いします。

災害対策基本法、災害救助法の目的に「尊厳」を加えてほしいというのが我々の願いであります。法が変われば、防災基本計画、地域防災計画も全て変わりますので、これはぜひ高橋統括官にお願いしたいと思っています。法の目的に「尊厳」を入れてほしい。

次をお願いします。

戸田市役所、次の熊本市も、条例の目的に「尊厳」を加えています。

次をお願いします。

それから、福祉関係法や計画に災害時の対応を、また、災害関係法、計画に福祉を明記して、福祉も日常だけではなく災害時がある、災害も元気な人だけではなく要配慮が必要な人もいるということですから、両方とも明記をすることが大事かなと思います。政府の災害応急対応の自主点検レポートにも、福祉の位置づけについて検討するとありますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

次をお願いします。

これは昨年度の国連総会演説での岸田首相の言葉です。我々が目指すべきは、脆弱な人々も安全・安心に進める世界、すなわち、人間の尊厳が守られる世界とおっしゃっています。ぜひ、法の中に「尊厳」というのを入れていただきたいと思います。

次をお願いします。

私たちは能登半島地震の福祉避難所を悉皆調査をしました。

次の次をお願いします。

ポイントは3つです。福祉避難所の運営は平均約90日に上りました。それから、断水があったので、これが非常に苦労した理由であります。それから、事業者間で意外と連携ができなかつたというのが大きな課題になっています。

次の次をお願いします。

最後に、福祉避難所の運営経費は、持ち出しがなかったというところは21施設のうち5施設でございます。ほとんど持ち出しを行ったというところもあります。今のところ、福祉避難所に対する上手な運営ができていないということは、これを見ても分かるかなと思いました。

ちょっと長くなつたかもしれません。ごめんなさい。

以上で終わります。

○福和主査 どうもありがとうございます。やはり25分かかりました。

○鍵屋教授 練習したときは12分だった。

○福和主査 やはり思いが詰まっていたからだと思います。

前回までの議論と重複する部分も相当たくさんあったと思います。全体を総ざらいしてくれたと思いながら議論を進めていきたいと思います。皆さんから御意見をいただければ

と思います。自由にお願いいたします。

皆さん、そのとおりだと思って、意見の出しようがなくなってしまっているのかもしれません。

加藤委員、発言がありそうな気配です。

○加藤委員 基本的におっしゃるとおりで、「尊厳」は重要なキーワードだなと思いました。

今の災害救助法は、基本的には貧民救済的なしつらえになっていて、それが現在に至るまで変わっていない。そういう意味では、時代の変化に応じて改定するということなのかなと思いました。

その一方で、尊厳というのは結構難しくて、今回のこのワーキンググループでも言葉として出てきている「在宅避難」という言葉があるのですけれども、在宅避難の定義も実はされていなくて、在宅でただ生活している人も在宅避難と。そうすると、災害救助の対象が被災地に住む人全員みたいな、極端から極端に振れる可能性があって、今の時代における一番いいバランスの場所を社会でこれからつくり上げていくことが非常に重要かなと思いました。

○福和主査 ありがとうございます。

それは、災害の広域性とか深刻度合いによってやれることにも差が出てくるので、まずは最低限どのラインまで頑張らないといけないのか、余裕があればどこまでできるのかという議論もしておかないと、これから時代はリソースがあまりにも不足しているので難しい。

それを何とかしようすると、今日は本当は福祉の話だったのですが、どうしても耐震化の話に触れざるを得なくなって、被災する人の数を圧倒的に減らすということをしないといけないので、ここはバランスの問題なのだと。そこをどういうふうに今後の課題として記していくかは相当難しいですね。

耐震化の問題は、基本的に政府でやれることではなくて、国民自らが頑張らないといけない部分が大きいので、それを何とかやらないといけないように仕向ける施策をどうつくるか。あと、後ろから少しでも支えるか。その全体像をつくるざるを得ないですよね。

能登半島地震の課題としてはそれは大事だと言えるのですけれども、政府としてこうやりましょうというのは、非常に規模が大きな災害である南海トラフ地震のところで具体的な方法論を考えざるを得えないのではないだろうかという気はして聞いていました。

加藤委員、いかがですか。言うは易し、なかなか決めるのが難しい世界なので、あらゆる人が力を合わせない限り無理なので、昔やっていった国民運動的なことも含めて再度整理が必要というような気がします。

○鍵屋教授 福和主査、一言いいですか。

例えば、今、介護士さん、看護師さん、保育士さんという女性が主に担っている仕事に就いている人は約500万人います。この方々がしっかりと災害対応と災害時のこと学ん

でいただければ、相当な戦力になるわけです。消防団は80万人弱ですから、そういうときに、今まであまり入っていなかった福祉関係者の方々に、日常生活はやっているわけですから、しっかりと災害対応をやれるように何とか持つていければと思いました。

○福和主査 ある種の仲間づくりなので。

実は、昨日、助産師の人たちとのミーティングを持ったのです。これもすごく大事で、助産師の方々は最初に小さなお子さんを持つ家庭にいざなう人たちなので、こういった方々は今まであまり防災に入ってらっしゃらなかつたのですが、そういったところを、草の根的にいろいろな人に参加してもらえるような仕組みづくりが必要なのでしょうね。

○鍵屋教授 先月末に助産師会と一緒に跡見女子大で、妊産婦・乳児の救護所の訓練をやりました。全部の女子学校が妊産婦・乳児を守れるようになったらいいですねと話しています。

○福和主査 ありがとうございます。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 貴重なお話をありがとうございました。

1つは質問確認的なことで、貴重な調査と思い、72ページで早くもなされました福祉避難所のアンケートについての質問でございます。

先ほど500万人ぐらいの福祉関係者がおられるということで、こうした方は、まさにここに書かれている様々な法人の中で特養とか老健さんに勤めている方かと思います。

72ページのアンケート結果を拝見しますと、法人内の他事業所ということで、同じ法人内で複数事業所がある場合は「効果があった」が6割で、その下が別法人ということで、別の法人さんになると、こうした法人さんとの連携をあらかじめ考えていない方が多かつたという結果ですけれども、一方で、考えていた5割ぐらいの方の中では「効果があった」という方が30%なので、つまり、別法人であっても効果があった場合は50%の30%だから6割ということで、その効果たるや、上の同じ法人内の割合とあまり変わらないということかなと思いました。

つまり、500万人の様々な福祉の方が、今は同じ法人間での連携は多分進んでいると思うのですけれども、今後、法人を超えた連携が進んでいけば、他法人との連携でも災害時の効果があるのではないかと、こう読めばよろしいのでしょうか。

○鍵屋教授 連携を想定しなかったので効果が分からぬというのが8ですね。左側の5つは効果があったということですから、これは当然、考えていれば効果が高いということです。

ここで言いたかったのは、効果があるのにほかの法人と連携をしていなかったのでうまくできなかつたというのは残念だったということで。これからは他法人との連携が重要なことです。

○宇田川委員 理解しました。他法人間のものでも十分効果ありそうだということが期待されるかなと思いました。ありがとうございます。

○福和主査 おそらく災害が大き過ぎて、ほかを手伝う余力がなかったというところの回答ではないかなと。まだ詳細な分析はしていませんけれども。

そのほかに御意見はいかがでしょう。

全体として、能登のように地域としての力が落ちているところの問題は、外からの支援も含めて議論しないといけませんし、まだそういう力があるところは、その地域の人たちがあらゆる力を合わせていただかないといけないので。

酒井委員、お願いします。

○酒井委員 鍵屋先生に質問をさせていただきます。

まず、提案7のところで、被災者支援センターの御提案があったかと思います。災害が発生したときに、例えば医療のところで受入れを福祉調整本部が立ち上がって福祉の視点も入ったり、支え合いセンターのところでいろいろな方々が協働して被災者の方々の支援に取り組んでいるというような現状がございますけれども、こういった職種の方々は、やはり狭い範囲での連携だとすごく現場では感じます。多職種の方がもっと垣根を越えての対応が重要になってくるかなと思いました。特に被災者という人たちを中心に置いて、声が届くような仕組みはとても重要だと思います。

ここでは官民合同でというところで強調されている内容になっていますが、被災者支援センターの具体的なさらなる説明及び職種間の連携などについて御意見がありましたら、追加で教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鍵屋教授 ありがとうございます。

今で言うと、ボランティアセンターをずっと拡充して、そして、様々な支援者と被災者のニーズをつなげるというイメージです。ですから、これから社会福祉協議会が災害福祉センターというのをつくるということですが、福祉に限定するわけではなくて、例えば様々なお楽しみをやったり、イベントを行ったり、生業支援をしたり、そういう形の窓口が必要ではないかなと考えています。

今、おそらく一番近いのは、社協さんが想定している災害福祉センターではないかなと思います。

○福和主査 よろしいでしょうか。

○酒井委員 ありがとうございました。本当に早期から、建物の問題もかなりあって、建築の方、弁護士の方が協働してやっておりますが、できるだけ早い段階からの連携が重要だと思います。ありがとうございました。

○福和主査 ありがとうございます。

結局は、日頃からのそれぞれの小さな地域のところから、やや大きいところまで、階層的に顔が見える関係をつくっておくしかないの、そういうことを後押しできるような仕組みづくりを用意しなさいよという御提案だったと理解をいたします。

では、この議論はここまでにさせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、ここから報告書骨子の議論に移りますので、一旦進行を事務局のほうにお返

します。

○藤本企画官 福和主査、ありがとうございました。

では、ここで議事（3）に入る前に、非公開で議論を行いたいと思いますので、報道関係の方々は御退室をお願いしたいと思います。会議の円滑な進行のため、御協力をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○藤本企画官 それでは、再び進行を福和主査にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○福和主査 それでは、議事（3）の「報告書骨子（案）について」に移りたいと思います。

前回、書面開催ということにはいたしましたが、対面で再度議論することが望ましいと思いますので、再度、骨子（案）について、非公表資料1と非公表参考資料1に基づいて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○森久保参事官 それでは、資料を2つ御用意いただければと思います。非公表資料1、文字ばかりの縦の紙でございます。それと、非公表参考資料1、青っぽい横の資料で、「第6回ワーキンググループにおける主な意見等について」という資料を御用意いただければと思います。

主査からもお話がありましたとおり、9月25日付ということで書面開催をさせていただきまして、非公表資料1につきましては、その後、いただいた御意見については反映しておりますが、本日改めて説明をさせていただきまして御意見を賜れればと考えております。

まず、「I. 令和6年能登半島地震の災害について」ということで、主に地震に関する事実関係を整理するような章になってございます。

「1. 地震の概要」、「2. 被害の概要」となっておりますと、そのうち「2-(4). インフラ被害等」につきましては、⑦として「文化財」を足してございます。書面開催において、酒井委員からの御指摘を踏まえまして追加したものとなってございます。

それから、「3. 政府及び地方公共団体の主な対応」ということで、ここから○が入ってきています。骨子ということで、それを項目に記載を予定している内容につきまして簡潔に記したものになっております。例えば「3-(1). 初動対応」につきましては、初動及び本部体制の確立、救出・救助活動、火災の発生状況と消火活動等につきまして、ここに記載を予定しているという意味合いで書いてございます。

以降、同じスタイルになってございますが、「3-(2). 発災以来の政策対応」とか、次のページに行きまして、今度は「4. 今回の災害の特徴を踏まえた災害対応」ということで、「①地理的特徴」として半島特性や過去の地震災害などについて記載をするということとも、これまでのワーキングにおいて指摘をされたことにつきましてここで反映していくことになっている。「②社会的特徴」につきましても、高い高齢化率とか低い耐震化率に加えて、将来の人口動態なんかについても書いていくことになります。

「4-(2). 被災地等の特徴による被害の特徴」ということで、大規模火災が発生したとか、上下水道の被災による断水の長期化が発生したことなどについて記載をするということでございます。

その下、「4-(3). 半島特性などによる災害対応上の課題等」ということで、18行目ですけれども、被災地支援活動拠点の確保困難性、積雪寒冷対策の必要性といったことについて記載をするということでございます。

その下、4-(4)でございますけれども、今回の半島であるがゆえの特性、甚大な被害やリソース不足を踏まえた民間企業等との連携の重要性、高齢者地域における災害関連死防止のための施策の重要性、将来の人口動態を踏まえた復旧・復興支援といったことにつきまして、4-(4)で記載していくと考えているということでございます。

次に、25行目以降がⅡでございまして、今回の取組に関しての課題及びそれを踏まえた対応の基本方針について記載していくということにしてございます。

1-(1)、地震動につきましては、人的被害の軽減及び避難路や進入路の確保等のための建築物等の耐震化の推進。液状化については、ハザードマップの作成の促進によるリスクコミュニケーションの充実。津波への対策といたしましては、堤防等の整備を促進することによる津波被害の軽減。火災につきましては、感震ブレーカーの普及促進や密集市街地の住環境改善といったことにつきまして記載していくということで考えております。

3ページ目に行きまして、1-(2)、電気につきましても、電力会社による災害時の支援体制と電源車による重要施設への供給体制の確保。ガスにつきましては、LPガスを継続的に供給するための体制。上下水道につきましては、上下水道システムの急所となる施設及び管路の一体的な耐震化・強靭化。④の通信・放送につきましては、通信サービスの維持・迅速な復旧のための携帯電話基地局の強靭化や事業者間ローミングの実現等について記載していくということで考えているということでございます。

「1-(3). インフラ被害等への対応」で、①道路・空港・港湾・鉄道につきましては、それぞれの耐震化や強靭化、機能強化、体制の構築等。②土砂災害・河川・海岸につきましては、土砂災害対策の省人化・迅速化、堤防の整備及び耐震化。③農林業施設につきましては、被害状況の把握や応急対応を実施するための体制の充実。④漁港につきましては、漁港施設等の被害把握、災害に強い水産地域づくり。⑤学校につきましては、学校施設の耐震対策の推進や避難所としての機能強化。⑥病院・社会福祉施設としてございますけれども、社会福祉施設につきましても酒井委員から御指摘を踏まえまして追加するとともに、34行目、高齢者や障害者の安全を守る施設機能の確保といったことにつきましても追加で記載していくと考えてございます。⑦文化財の追加は、先ほどと同じでございます。

4ページ目に行きまして、「2. 国・地方公共団体等における災害応急対応」でございます。

「2-(1). 被災自治体等における対応」ということで、災害対応の見える化、情報共有のための連携強化、都道府県と市町村が密接に連携した災害対応。この表現につきまして

は、宇田川委員に御指摘をいただきまして修正をしてございます。8行目、訓練の充実というところにつきましても、宇田川委員の御意見を踏まえて修正を加えてございます。

「2-(2)、国・応援自治体・関係機関による支援」につきましても、被災自治体への支援を円滑かつ適切に実施するための政府対策本部・現地対策本部の体制・環境の整備といったことなどにつきまして記載を予定しているということでございます。

2-(3)、実効性のある受援計画の作成等による受援体制の構築の促進。

2-(4)といたしまして、派遣職員が過酷な環境下でも自活できるような装備品の充実や通信の確保、派遣職員が長期にわたり健康な状態で活動するための環境の整備・改善といったことを掲げてございます。

それから、「3. 被災者支援」でございますけれども、避難所につきまして、①生活空間ということで、避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の設置のための備蓄や民間事業者との連携。食事につきましては、温かく、満足度の高い食事を提供するための備蓄や民間との連携。トイレにつきましては、快適なトイレ環境の確保に向けた備蓄や関係者との連携といったことについて記載を予定してございます。

5ページ目、飲料水・生活用水につきましては、関係者と連携した応急給水支援を行うための体制の構築といったことにつきまして記載をするということでございます。

3-(2)、運営体制についてでございます。避難所における良好な生活環境の確保に向けた自治体における支援体制の構築、女性の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善、最後9行目でございますけれども、福祉避難所及び福祉的な視点を考慮した避難所運営の充実ということにつきましては、酒井委員からの御指摘を踏まえまして追加したものになってございます。

この下、3-(3)でございますけれども、様々な主体が保有する情報の横断的共有による被災者支援、自宅や車中で滞在する被災者等の状況把握と支援、14行目にいきまして、高齢者・障がい者等の要配慮者が避難しやすい環境の整備といったことにつきましても記載をしていこうと考えております。

3-(4)でございますけれども、被災者支援を迅速に行うための保健・医療・福祉支援の体制・連携強化をするとともに、それぞれの分野ごとに取組を強化していくということでございます。

20行目にいきまして、2次避難ということで、その設置に必要な方法に関するマニュアル等の整備。

3-(6)ですけれども、被災者支援の充実に向けたNPO法人・民間企業等との連携・協働体制の構築といったことなどを記載していくことを考えております。

それから、「4. 物資調達・輸送」でございます。まず備蓄については、市町村・都道府県、家庭や企業における備蓄の確保ということ。

4-(2)でございますけれども、プッシュ型支援物資のさらなる充実と円滑な調達、自治体における円滑な物資調達、ドローンの活用、個人等の支援物資の活用検討ということに

つきまして、最後のところも宇田川委員からの御指摘を踏まえて修正をしてございます。

4-(3)でございますけれども、発災直後からの民間輸送・物流事業者のノウハウを生かすための事前連携といったことなどを記載していくということでございます。

6ページ目にいきまして、4-(4)でございますけれども、デジタル技術の活用ということで、初動から物資調達・輸送調整等支援システムの活用をするということ。あとは、そのシステム自体の改善、日頃からの訓練を進めていくこうということを記載してございます。

「5. 住まいの確保・まちづくり」でございます。5-(1)といたしまして、被害認定調査と罹災証明書交付におきまして、リモート判定等の積極的な活用とか、ドローンや航空写真の活用、民間団体との連携による交付の早期化といったことにつきまして記載をしてございます。

「5-(2). 住まいの確保とコミュニティの充実」ということで、12行目の2つ目の○ですけれども、地域コミュニティの機能と基盤の強化といったことにつきましても、酒井委員からの御指摘を踏まえまして追加をしてございます。

公費解体につきましては、罹災証明交付後の速やかな公費解体の実施ということだとか、あとは「5-(4). 地域の特徴等を踏まえた防災・減災まちづくり」ということで、早期・的確な復興まちづくりを実施するための事前復興まちづくりの推進といったことを記載してございます。

それから、なりわいの再建といたしまして、中小・小規模事業者、伝統産業、農林漁業者の再建に対する支援といったことを記載していくこうということでございます。

6ポツ以降が分野横断的な課題への対応ということで、「6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化」ということで、まず「6-(1). 被災地以外からの支援者に対する支援と活動拠点の確保」、6-(2)といたしまして支援に従事する職員の健康管理の問題、「6-(3). NPO法人や民間企業・ボランティア等の力を最大限活かすための体制整備」ということで、連携の強化とか協定の締結といったことを記載してございます。

「7. 特徴的な災害を踏まえた対応」の「7-(1). 被害状況を把握するための情報の共有・一元化」ということで、デジタル技術の活用、通信の確保、ドローンの活用の推進といったことを記載してございます。

「7-(2). アクセス困難地域における多様な進入手段の確保」ということで、海路や空路の活用、事前計画の策定、早期のインフラ・ライフライン復旧に向けた関係機関との連携体制の構築ということを書いてございます。

最後、「8. 引き続き検討すべき事項」ということで、想定される大規模災害に官・民の総力戦で臨むための体制や連携のあり方の検討といったことにつきまして、最終的に報告書に記載をしていくことを考えているということでございます。

以上、資料の御説明でございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

相當にボリュームがある目次案なので、全体像を把握しにくい部分もあるのですが、ま

まずはこれを見ていただいて、一旦大きな目線で見て、大きな章のところでこういう構成でいいかどうかという目で1回見ていただきたいと思います。

大きく2つに分かれています、1つ目が災害そのものについて書かれていて、その次が「今般の災害における取組事例・課題」という形でずっと記述されている。だから、大きく分けると2つに分かれているんですね。

災害はどうだったかというのは、分かりやすいからこういう形になると思うのですが、IIの構造を見ていただいて、いかがでしょうか。非常にたくさん書いてあるけれども、私の印象ですと、徹底的な耐震化というのが何となくあまり強く見えないです。多分あまりにも大事だから奥に入り過ぎてしまっていて、表に出てきていないので、それをどうやって表に出すかというのは一工夫が要るかなと感じているのですが、1-(1)の①の中に隠れてしまうんですね。

○森久保参事官 2ページ目のIIの今後の対応の中においては、1-(1)の①ということで真っ先に記載している。

○福和主査 真っ先なのですけれども、書いてあるのは進入路の確保のための耐震化になってしまって、今日の鍵屋先生が最初に言っていた住宅の耐震化を本気でやらないと駄目だよみたいなものがこぼれているようにも感じられるんですね。

○森久保参事官 人的被害の軽減と避難路や進入路の確保といったことで書いているのですが、それをどこまで強調して書いていくかというのは本文の中でよく考えます。

○福和主査 強調して、国民の人たち頑張ってくださいというメッセージはもっと表に出てくるような書き方にしたほうが得かなという感じはしますね。

大原委員、お願いします。

○大原委員 IとIIで、IIのところには今般の災害における事例とか課題とか今後の方針を書いてあるのですけれども、IIの中で今後の被害想定とか災害シナリオ策定についての課題があまり見えてこないかなと思います。

そもそも今回の災害がちゃんと想定できていたのかとか、海底にかかる断層の想定の難しさとか、海底にかかっているから津波がすぐ来てしまうので、そういうこともあるのだよというのをもっと周知する必要があるとか、II章は起こった後のことをずっと書いてあるのだけれども、起こる前にもっとこうすべきだったということがあまり書いていないのかなと思っています。その中の一つにそういう意識啓発もあるはずで、今後国民にどういう意識啓発をすべきかというのもあまり書かれていないというか、ちょっとずつどこかに書いてあるのですけれども、あまり目立たないなという印象を受けました。

ですので、今回の教訓としては、こういった災害はどこでも起こり得るよということだと思うので、これが国民にとって我が事として思ってもらえるようなメッセージをどこかにちゃんと発信していただきたいなと思っています。

また、今回に関しては、私は前々回ぐらいの会議でも申し上げたのだけれども、やはり群発地震とか前も起こったというのがあったから、それをどこに書くのか難しいのですけ

れども、今後また群発して地震が起こる可能性もあり得るから、群発地震については特出してどこかに、引き続き要注意とか気を引き締めて続けていくべきみたいなところをちゃんと書いたほうがいいのではないかと思っているのです。群発地震関係があまり見えてこないのかなという気がいたしました。

あと、これを入れるべきか悩ましいのですけれども、私がすごく気になっているのは航空機事故も起こったことです。新聞報道しか見ていませんけれども、災害対応で物資を運ぶ途中だったと拝見しているので、複合的にそういうのも起こってしまったことについてはどこかに記載が必要なのではないかと、私は気がかりに思っています。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。大事なコメントをいただいたと思います。

森久保参事官、お願ひします。

○森久保参事官 御指摘ありがとうございます。

最初の意識啓発のところが明示的になっていないというところにつきましては、工夫をしたいと思っております。

Ⅱにつきましては、今回の能登半島地震の対応を振り返りながら、次の災害に向けて事前の対応としてやっていくべきもの、それから、次が起こったときに災害対応としてやっていくべきものが明確に区別できていないかもしれません、両方の要素を取り入れたものだと認識しておりますし、これを踏まえて、南海トラフ地震とか首都直下地震といった個別の災害の発生が切迫している地震に対して、被害想定も策定するといったものに生かしていくこうと考えているということでございます。

2つ目の群発地震につきましては、2ページ目の4行目、「過去の地震災害など」と、大原委員から以前に御指摘いただいたことをここで書こうということでございましたが、ここでは言葉足らずになったかもしれません。

最後の航空機事故の取扱いにつきましては、どこまで今回の能登半島地震の範囲に含めるかどうかというところは非常に難しいところでありますので、そこにつきましてはまた検討させていただければと思います。

○福和主査 今の話で、今後の被害想定で検討したほうがいいことみたいなことは、何か入れておいてもいいかもしれませんね。南海トラフ地震とか首都直下地震という具体的な話というよりは、今回のことを見て今後気をつけたほうがいい被害想定とか防災計画のあり方みたいな感じでしょうか。

それから、先ほどおっしゃった群発地震のことも含めた、文部科学省的なところでやらないくてはいけないことが書いていないよと、そういうことですよね。

○大原委員 そうです

○福和主査 だから、頭の中に地震調査研究推進本部みたいなところをイメージしたときに、書いておいたほうがいいことがあれば書いておくという理解でよろしいですか。

○大原委員 はい。

○福和主査 それから、先ほどの航空機事故の話は、幸い犠牲者が海保の方だけだったこともあって大きな形で連動しなかったのですが、万が一、あそこで比較的多くの方々が犠牲になられていた場合には、国としての対応に相当違いがあった可能性はあるので、連続して大きな事故が起きた場合についてのことがあるのかもしれませんね。

そういう意味では、ホテルニュージャパンの翌日に羽田の航空機事故が起きたという経験は、私たちの国は1回経験していますから、自然災害と事故みたいな感じなのかもしれません、どこかに書いておくぐらいは必要な気がします。

○大原委員 そうです。全くゼロだと私個人は違和感があるので、そういうのも起こりましたというのは事実ですから、記載があるべきかなと思っています。

○福和主査 過去には、ホテルニュージャパンの翌日に航空機事故で、同じ人たちが動かざるを得なかつたことはあったので、そういうことは忘れないでおきましょうという書きぶりなのでしょうか。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 最初に議論がありました大雨の件は、最後に書くのですかね。引き続き検討すべき事項。報告書としてはどこに入るのでしょうか。

○森久保参事官 場所も含めて、今日の御議論も、先ほどの議事（1）のことも含めて、場所と内容につきましてはこれから検討していきたいと考えております。

○宮島委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○福和主査 酒井委員、お願いします。

○酒井委員 4ページ目の被災者支援のところをお願いします。ここは前も意見を一回出したのですけれども、避難所というところがクローズアップされていくのは重要な点なのですけれども、避難所及び在宅、仮設住宅など、現場で物資の配布とか食料の配布とかで、避難所の人にしか配布しないとか、いろいろな問題も出ていましたので、そういったことの在宅との差が出てこないような、そういう生活環境をきちっと捉えていく必要があるかなと思って、最初、人の尊厳を守る生活環境の確保ということで、避難所でも在宅でもそういう流れがいいかなと考えていました。

こうやって「避難所における生活環境の確保」となると、生活空間、食事、トイレ等は避難所に限ったところを丁寧にという感じで読み取れてしまうので、そのあたりの書き方をどういうふうにしてまとめていくのかなと思っています。

3-(2)に福祉避難所とか福祉的な視点を考慮したという形で、車中泊とか在宅のことも書いてあるのですけれども、そちらは生活環境としての記載が薄くなるのかなと思っております。引き続き考えたいと思います。

あと、細かな点になるのですけれども、先ほど4ページの食事のところで、満足度の高い食事を提供すると書いてあるところは違和感があります。満足度が高いというよりも、食事は非常に重要なところで、今は特に炭水化物が多くったり、非常に偏った食事の内容

が懸念されて、そういうことから免疫力の低下、体力低下、たんぱく不足、アレルギーの方とか、いろいろな問題等がありますので、こここのところは安全で栄養がある食事を提供するという書き方で、命を守るということが大事かなと思いました。

全体的にどのように書くかというところは、明確にそのままは示せないのですけれども、避難所だけの生活空間、食事、トイレ等を守ると、この目次からは見えてしまうところが気になりました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

事務局のほうから。

○森久保参事官 御指摘ありがとうございます。

まず1点目の避難所以外のところでございますけれども、5ページ目の5行目に3-(2)として「避難所の運営体制」ということで、これは避難所そのものの話なのですけれども、それと並行するような形で10行目に3-(3)といたしまして「指定避難所以外の避難者を含めた状況把握及び支援」という項目を1つ立てておりますし、その中でも14行目ですけれども、「高齢者・障害者等の要配慮者が避難しやすい環境の整備」などで、避難所以外の方たちへの配慮もここで記載していこうと考えているということです。

○酒井委員 そこのところは私も承知しております。ただ、避難所の部分に生活空間、食事、トイレというところが具体的に明記されていて、避難所以外のところには明記されていないので、またここでいろいろな支援の差が出るのが懸念されると思ったということです。

○森久保参事官 承知しました。4ページ目の26行目で、「避難所における」と避難所だけに特定てしまっているところにつきましては、表現を検討したいと思います。

食事につきましても、「温かく、満足度の高い」という2つだけを切り出してしまっていたのですけれども、栄養価みたいなことについても配慮していく必要があるということにつきましては記載を検討していきたいと考えております。

○福和主査 ありがとうございます。

ここを見ると、医療、福祉、保健という非常に重要なものと、避難所の項目としてのバランスを上手に考えないといけない部分もあるかなと思っていて、避難所以外の全体を共通で考えるようなものと避難所的な部分とに分けるのかもしれないけれども、本当に保健、医療、福祉を1個にまとめていいのかどうかも一度考えておかないといけない気がしますね。このあたりの項目のウエートのかけ方が気になるところがあります。一度検討いただくということでおいいでしょうか。

石川県さん、いかがでしょう。

○飯田危機管理監 ありがとうございます。

宮島委員もおっしゃいましたが、今回の豪雨、それから、地震と大雨の大規模な複合災害への備えのポイントといった内容、項目も、盛り込まれるということですので、ぜひ盛

り込んでいただきたいということと、ちょっと細かい話になりますが、4の4-(1)、備蓄の話です。

今回も、各市町で、まず個々人が3日分の食料をという世界は当然あるのですが、やはり市町のほうでも備蓄をしておく。都道府県もそれを補完するということでやっているのですが、これだけ大規模災害になると、例えば、全国的にブロック単位とか、そういうふうに国による備蓄という考え方が必要ではないかなと、これは前に馳知事が申し上げております。ぜひその点も、検討といった内容でも結構かと思いますが、少しそういった内容もお願いしたいということでございます。

それと、3-(1)の避難所のところは、今回の地震、それから今回の豪雨もそうですけれども、避難所の中心はやはり地方におきましては学校体育館というのが大きな人数を収容できる施設かと思います。そのへんの空調設備の設置推進という中身もぜひ盛り込んでいただきますように改めて申し上げます。

以上です。お願いします。

○福和主査 ありがとうございます。

事務局のほうはよろしいでしょうか。今のは生活空間なのかもしれませんね。

阪本委員、お願いします。

○阪本委員 ありがとうございます。阪本です。

2点ありますて、1点目がまず2の2-(1)に入るか、(2)に入るか、少し悩ましいのですが、今回の災害対応では地域がかなり頑張っていまして、背景には、もともと石川県さんが防災士を地域で育成してきたことや、地区防災計画などの取組を通して地域力を上げてきたこともあると思いますので、地域による対応みたいな項目を2に入れないとよいのではないかと思います。

2点目ですが、被災者支援については、今回の災害では災害ケースマネジメントがあちらこちらで動いているので、それも重要な項目だと思いますので、ぜひ加えていただければと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

今の点はよろしいですか。

○森久保参事官 これも検討したいと思います。

○福和主査 よろしくお願いします。

そのほかにいかがでしょうか。

宇田川委員。

○宇田川委員 前のほうからで、2-(2)のところでございました、ここに2つございました。1つは、前々回にたしか総務省行政評価局が発表されていた住民への広報・広聴に関する項目が見当たらなかったので、もし今までのWGでの事例紹介の内容を報告書に盛り込むのであれば、住民向けの広報・広聴というのもどこかにあったらいいかなと思いました。

2-(2)の点につきましては、非公表参考資料1に前回の書面開催の意見につきまして記載されております。非公表参考資料1の下から2行目のところで、応援職員の部分につきまして「複数の応援団体のスキーム連携」と書いていただいているのですけれども、私が申し上げたのは、複数もあるのですけれども、異種といったらいいのか、多種多様な応援団体で、具体的に申しますと、避難所については総務省のスキームの一般の行政職員も入っておられますし、先に出ている厚労省のスキームも保健師さんとか、あるいは先ほどおっしゃられた福祉的なDWATが入ってらっしゃるかと思いますので、多種多様な団体が複数スキームで動いておりますので、そうした複数分野間の連携について触れられるといいのではないかということを下から2つ目では申し上げた次第でございました。

もう一つが、細かいことでは3ページの下から4つ目のリモート判定のところでございます。リモート判定とは、輪島市とか珠洲市で行われたリモート判定のことかと理解しておりますが、こちらの実現性もあろうかと思いますが、実用性、実際それでどれぐらい効率化ができたのかという部分がありますと、今後御検討される自治体では、リモートでやるとこれだけ精度が上がるなり、あるいは精度ではなくて、迅速化するかが分かると検討しやすいかなと思いましたので、実用性のところを可能な範囲で言及できたらいいのではないかと思った次第でございます。

最後、福和主査から全般の構成ということでございましたので、報告書の6章あたりの関係になりますが、冒頭申し上げたことに似ているのですけれども、今日も鍵屋先生がおっしゃった官民の連携、こうした部分は、6の以前に様々なところで、自治体とライフライン企業が連携していく部分もあるでしょうし、先ほど出ている福祉や保健の動きと自治体の一般職員の動き、つまり、保健・福祉の応援活動は県庁、保健所みたいな系統の動きがある一方で、市町の役場にはどちらかというと総務省の応援職員派遣制度での応援が入っていって、またそこに民間のNGO、NPOの応援が入っていってみたいなところの、複数分野の連携、これは6章だけではなくて、1章とか2章とか3章にも記載されることになると思うので、6章でそういった分野間連携の内容を再掲してもらうといいのかなと思ったのが全体の構成に関する意見でございました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

最後の御意見は今回の肝だと思います。結局、いろいろな方々がどういうふうに連携をするかというところが非常に大事で、その間での情報のやり取りとか、どこにウエートを置くかということを逐次判断していかないといけないと思われますので、今、支援の枠組みはすごく整ってきているのですが、その整ってきたものの間の調整のところがまだ課題がありそうな気がしますので、支援側の相互の連携。

支援しているそれぞれの市町でどんな事柄ができるかで、市町間でどういう困り事があって解決策があったかというのを、全体のところで意見交換ができる枠組みがちょっと今回苦しかったという意見は時々伺っていますから、総括支援員の方々の意見を調整す

るということは総務省さんがこれからやられようとしているという話も伺っていますので、そういう方向性のようなことを全体像の中で何か書けるといいかなと思います。

国と県と市の間もあるし、国のそれぞれの省庁間もありますし、官民もありますし、都道府県の中での市町村連携もありそうですから、全体像を1個最後に書くとかっこいいかもしませんね。

一方で、支援を受ける側、受援側の連携もありそうなので、ぜひそこは、先ほど宇田川委員からお話ししている6のところで、最終的にそういうものが書けるといいかもしません。ありがとうございます。

加藤委員。

○加藤委員 感想になります。

まず1点目が、連携とか支援体制の強化、連携とか支援というキーワードがすごく目立つなど。これは変な言い方なのだけれども、現状をベースにして改善、改良を行っていくということだと思うのだけれども、改善ができる部分ともっと抜本的な新しい発明が必要な部分と峻別できるといいなと考えていました。

というのも、今回、たかだか暴露人口20万に全然行かないぐらいですよね。非常に少ない人しか住んでいない地域に対する支援においても、これだけたくさんの課題が出てきている不思議さを感じるんですよね。その不思議さが一体どこにあるのかを考えると、もしかすると、今のやり方の限界も多分に含まれている可能性があるのだろうなというのが1点目です。

2つ目が、今回は半島の特性によってこんな災害になってしまったとか、こんな対応になってしまったと思っているのですけれども、半島の特性が影響している部分と、半島ではなくても起きるなという問題が交ざっているので、それも峻別したいなと思いながらこの目次を眺めました。

○福和主査 コメントとしては分かりますけどね。

○加藤委員 それでどうするかというのがちょっと。

○福和主査 支援だけでは無理であることは明らかなので、支援をするところはみんなの力をどう集めて支援力を高めるかなのですけれども、一方で、被害を減らさない限り無理なことは無理なので、被害を減らすほうのことについて全国民の努力を促していくという書き方は絶対しないと駄目だと思うのです。そこのバランスで、何でも行政ができるふりはあまり見せないほうがいいのですよね。その書き方をどうするかだという気がします。

○加藤委員 だから、これぐらいの災害でも著しいリソース不足になっている。僕は「災害時自立生活圏」とここ数年言っているのですけれども、極端に言うと需要を減らす。だから、需要をきちんとマネジメントするという発想と、その中に事前に被害を減らしておくというのも含まれるのですけれども、需要をちゃんと減らしていくのだ、要するに我慢できる人はちゃんと我慢してもらうというような、需要を減らすということと併せて、リソースを新たに生み出す、この両方がないと乗り越えられないのではないかという気がし

ています。

○福和主査 そこはここで課題として書いておいて、南海トラフ地震のところで引き受けないといけないとは思うのですけれども、現状の日本のリソースをもうちょっと明示した上で、そのリソースで頑張れる限界と、今後、リソースが増えるのか減るのかの見通しを立てた上で、どういうふうに被害側を減らしていく戦略を取るか。

○加藤委員 両方でしょうね。

○福和主査 そうしないと無理なので。ただ、そうしようとすると、結局、国土形成計画のように、国土のあり方のところにもう一回踏み込まざるを得ないので、そういうこともある程度言及せざるを得ないですよね。ありがとうございます。

○加藤委員 あと1点、今の話の延長で、リソースを増やすといったときに、僕は海外事例をさほどきちんと根性を入れて調べてなくて、表面をさらっているだけですけれども、ほかの国と比べると民間企業のプレゼンスが低いような気がするんですよね。

例えば、東アジア系の災害だと、民間企業が広告・看板ではないかと思われる雰囲気でもあるのだけれども、新品の資材を自分たちの力で現地に送って仮設住宅団地に設置するとか、かなり目立つんですね。それに対して、日本はその部分が非常に手薄なのかなと。そこが少し膨らむだけで、リソース不足はもしかすると解消するかもしれないとか、多分いろいろなものがまだあると思います。

以上です。

○福和主査 最後のところは、官民連携の枠組みの中でどこまでアイデアが出せるかなので、それは地域ごとの商工会議所レベルの話から、もっと大きな経済団体の全国規模での連携まで、いろいろな大きさのところでやらないといけないでしょうね。

大原委員。

○大原委員 4-(1)の社会的特徴のところに、この会議の冒頭の1回目か2回目かに地方自治体職員のスライドがあった気がしますけれども、そもそも自治体職員が少ないということとか、防災専任職員が少ないと、その割にはカバーしている地域が山もいっぱい広いとか、そういう自治体の状況についてもきちんと書いていただけたらと思っています。

○福和主査 今日の鍵屋さんの資料にもそういう絵がいっぱいありましたから、こういうものが適切に入れていく必要があるかなと思います。

そのほかはいかがでしょうか。時間的にはいい時間になってきているのですが、これからスケジュールでいうと、今日、これで目次の全体の大枠が見えてきていて、そこに書いていくべき項目が大体見えてきたと思うのですが、もう少しこれをブレークダウンしていった後で文章書きですか。

○森久保参事官 今後の進め方は今まさに検討中ではあるのですけれども、できるだけ回数を確保して皆様方の御意見をお伺いできるようにしたいなと思います。

○福和主査 日程調整中にはなっていると思うのですが、何回ぐらいこれから進めるかが

まだあまり事務局のほうで明確になっていないのですよね。

○森久保参事官 事務的な話を申し上げると、日程調整に難航しているみたいな話もあって、そこはまた日程の話も含めて御相談させていただければと思います。ただ、できるだけ場は確保したいなと思っております。

○福和主査 分かりました。次回もう少しこれを膨らませたものが出てきて、次回以降は報告書の論議を中心にワーキンググループが開催されると思えばいいですか。

そのほか、よろしければ、今日はこのぐらいにしてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○藤本企画官 福和主査、また本日御参加いただきました委員等の皆様、熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

次回でございますが、第8回の会合の日程は10月24日木曜日、10時から12時を予定してございます。先ほど森久保からも話がありましたけれども、今後の進め方については検討の上、臨みたいと思ってございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日のワーキンググループを終了させていただきます。ありがとうございました。